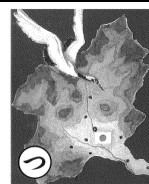




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年12月20日（金） 号 外 （第3号）

目 次

条 例	ページ
○群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例（地域外交課）	2
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（総務課）	2
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	4
○群馬県県有施設共通パスポート条例の一部を改正する条例（財政課）	6
○群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の一部を改正する条例（地域創生課）	7
○群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）	7
○群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（薬務課）	10
○ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（野菜花き課）	11
○群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画課）	12
○群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（建築課）	13
○群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例（同）	18
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（警務課）	19
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（発電課）	25

■ 条 例

群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第六十八号

群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県旅券法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請する場合には、千九百円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第六十九号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第一条 群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（群馬県小水道条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 群馬県小水道条例（昭和三十三年群馬県条例第六十七号）第十七条

二 群馬県集団示威運動等に関する条例（昭和三十六年群馬県条例第三十九号）

第九条

三 群馬県迷惑行為防止条例（昭和三十八年群馬県条例第四十一号）第十条及び

第十一条第二項

四 群馬県自然環境保全条例（昭和四十八年群馬県条例第二十四号）第三十八条

及び第三十九条

五 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年群馬県条例第

十七号）第十八条

六 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和六十三年群馬県条例第三十

号）第二十一条

七 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成三年群馬県条例第八号）第九

条

八 群馬県情報公開条例（平成十二年群馬県条例第八十三号）第四十三条第一項

九 群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）第五十三条か

ら第五十五条まで

十 群馬県統計調査条例（平成二十年群馬県条例第五十三号）第十二条第一項及

び第十三条から第十五条まで

十一 群馬県暴力団排除条例（平成二十二年群馬県条例第五十一号）第二十六条
第一項及び第二十七条

十二 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号）第二十九条、第三十条及び附則第三項

十三 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成二十六年群馬県条例第七十六号）第三十五条及び第三十六条

十四 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年群馬県条例第二十七号）第二十三条から第二十五条まで

十五 群馬県行政不服審査会条例（平成二十八年群馬県条例第二十三号）第九条
十六 群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第十五号）第四
十四条

十七 群馬県個人情報保護審議会条例（令和四年群馬県条例第七十七号）第十条

十八 群馬県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年群馬県条例第八十二号）第五十四条から第五十六条まで

（群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第三条 群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年群馬県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に、「刑の」を「その」に改める。

（群馬県的生活環境を保全する条例の一部改正）

第四条 群馬県的生活環境を保全する条例（平成十二年群馬県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一百三十二条及び第一百三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百三十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（群馬県砂防指定地管理条例の一部改正）

第五条 群馬県砂防指定地管理条例（平成十五年群馬県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(八) 法第三十八条第二項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査をすること。 (九) 法第三十八条第三項の規定により、雨水貯留浸透施設の標識の設置をすること。 (十) 法第三十八条第五項の規定により、雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾をすること。 (十一) 法第三十八条第六項の規定により、同条第三項の規定による行為により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。 (十二) 法第三十八条第七項の規定により、損失の補償についての協議をすること。 (十三) 法第三十八条第八項の規定により、裁決の申請をすること。 (十四) 法第三十九条第一項の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可をすること。 (十五) 法第四十一条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為についての停止命令及び措置命令をすること。 (十六) 法第四十一条第二項の規定により、浸水被害の防止を図るための措置の実施及び公告をすること。 (十七) 法第四十一条第三項の規定により、停止命令又は措置命令をした旨の公示をすること。 (十八) 法第四十二条第一項の規定により、雨水浸透阻害行為に係る土地への立入検査をすること。 (十九) 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。 (二十) 群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	別表第一の十二の項下欄中「及び甘楽町」を「、甘楽町及び明和町」に改め、同表十八の項上欄中「」、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）を「。以下この項において「法」という。」に改め、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）」の下に「。以下この項において「規則」という。」を、「ただし」の下に「、法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により当該工事が法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされる場合に限り」を加え、「宅地造成に関する工事又は県が行う宅地造成」を「宅地造成等に関する工事又は県が行う宅地造成等」に改め、同欄(一)から(四)までを次
--	---

のように改める。

(一) 法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定により、中間検査の申請を受け付けること。

(二) 法第十八条第二項又は第三十七条第二項の規定により、中間検査合格証を交付すること。

(三) 法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定により、定期の報告を受け付けること。

(四) 法第二十条第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第三十九条第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他必要な措置をとることを命ずること。

(五) 法第二十条第三項（第四号に係る部分に限る。）又は第三十九条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、土地所有者等に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。

(六) 法第二十条第四項又は第三十九条第四項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずること。

(七) 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置の全部又は一部を講ずること。

(八) 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用を当該工事主等又は土地所有者等に負担させること。

(九) 法第二十二條第二項又は第四十一條第二項の規定により、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他必要な措置をとることを勧告すること。

(十) 法第二十三条第一項又は第四十二条第一項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却の

ための工事の実施を命ずること。

(四) 法第二十三条第二項又は第四十二条第二項の規定により、宅地造成等又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為をした者に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の実施を命ずること。

(五) 法第二十四条第一項又は第四十三条第一項の規定により、法第十八条第一項、第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項、第三十九条第二項から第四項まで又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために立入検査をすること。

(六) 法第二十五条又は第四十四条の規定により、土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。

(七) 規則第五十一条又は第八十一条の規定により、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示すること。

別表第一の十八の項上欄(四)及び(五)を削り、同項下欄中「桐生市」の下に「、伊勢崎市、太田市、館林市及び藤岡市」を加える。

別表第二の十五の項上欄(一)中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(二)中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄(三)及び(四)中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(九)中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(十)中「第十二条の四第三項」を「第十二条の七第三項」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄(中)「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の十五の項上欄の改正規定 令和七年三月一日
- 二 別表第一の十八の項の改正規定 令和七年五月二十六日

三 別表第一の六の項上欄の改正規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の六の項上欄、六の二の項上欄、九の二の項上欄若しくは十二の項上欄に掲げる事務に係る法律、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において当該各項の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

群馬県県有施設共通バスポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十一号

群馬県県有施設共通バスポート条例の一部を改正する条例

群馬県県有施設共通バスポート条例（平成十三年群馬県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一ぐんまフラワーパークの項を削る。

別表第二群馬県県有施設共通バスポートの項中「五、二三〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に群馬県県有施設共通バスポートの発行を受けている者については、改正前の別表第一の規定は、なおその効力を有する。

（群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例（平成十年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三群馬県県有施設共通バスポート条例（平成十三年群馬県条例第十号）第一条に規定する共通バスポートの項中「五、二三〇円」を「四、三〇〇円」に改める。

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十二号

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和四十八年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「群馬県大規模土地開発事業審査会」を「群馬県大規模土地開発事業審査会」に改める。

第二十九条第一項第六号を次のように改める。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条

第一項又は第三十条第一項の許可を要する工事を行う区域

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第四項の改正規定 公布の日

二 第三十一条の改正規定及び次項の規定 令和七年六月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十三号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

例

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（昭和五十六年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第七条の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第八条第一項中「別表第五又は別表第六」を「別表第四又は別表第五」に、「別表第六の二」を「別表第六」に改め、同条第二項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

別表第一利用料金の欄を次のように改める。

利用料金
一時間につき
五、三六〇円
四、〇二〇円
二、六八〇円
一、三四〇円
三三、七五〇円
六八、九〇〇円
一七二、九三〇円
一、〇七〇円
八一〇円
七九〇円
二、一六〇円
一、〇八〇円
一三、四八〇円

八一〇円	一、〇七〇円	六六〇円	六、五八〇円	一、〇五〇円	三、二八〇円	五二〇円	四、九三〇円	四〇〇円	八〇〇円	二三、〇五〇円	九、一八〇円	四、四八〇円	三六〇円	七二〇円	三四、五八〇円	一三、七八〇円	六、七三〇円	三六〇円	七二〇円	一、〇八〇円	三四、五八〇円	一三、七八〇円	六、七三〇円	三六〇円	七二〇円	一、〇八〇円	六九、一八〇円	二七、五五〇円
------	--------	------	--------	--------	--------	------	--------	------	------	---------	--------	--------	------	------	---------	---------	--------	------	------	--------	---------	---------	--------	------	------	--------	---------	---------

四二、〇五〇円	一三、九〇〇円	四二、〇五〇円	六、九五〇円	三九〇円	三九〇円	五五〇円	一、〇七〇円	三九〇円	八一〇円	一、〇七〇円	五五〇円	一、〇七〇円	五五〇円	五五〇円	五五〇円	五五〇円	三七、四〇〇円	一七、一三〇円	一〇、一三〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	七九〇円	七九〇円	一、一八〇円	九二〇円	九二〇円	九二〇円
---------	---------	---------	--------	------	------	------	--------	------	------	--------	------	--------	------	------	------	------	---------	---------	---------	--------	--------	------	------	--------	------	------	------

二、〇四〇円
一、〇二〇円
一六、四〇〇円
八、二〇〇円
八、一八〇円
四、〇九〇円
五八、五八〇円
二九、二九〇円
五五〇円
一、〇七〇円
一、〇七〇円
二、一七〇円
一、一八〇円
一、一八〇円
一、〇七〇円
二、三六〇円
一、一八〇円
五九〇円
一四、〇五〇円
九三〇円
五、六五〇円
七九〇円
規則で定める額

別表第一中注一を削り、注二を注一とし、同表注三中「切り上げる」を「切り捨てる」に改め、同表注三を同表注二とし、同表注四中「二時間（二時間に満たない時間は、一時間とする。）を単位として、九時から二十一時まで使用した場合の利用料金の額（ふれあいグラウンドについては、九時から十七時まで使用した場合の利用料金の額）を時間割によつて計算して得た」を「この表に定める利用料金の」に改め、

一時間につき
三一〇円
一五〇円
九九〇円
四七〇円
一、三一〇円
六三〇円
三七〇円
二一〇円
三七〇円
二一〇円
二一〇円
三七〇円
二一〇円
二一〇円
一五〇円
九九〇円
四七〇円
一、三一〇円
六三〇円
二一〇円
一〇〇円
三一〇円
一五〇円
九九〇円
四七〇円

後段を削り、同表注四を同表注三とし、同表注五を同表注四とする。
別表第二の九時から十一時までの欄から十九時から二十一時までの欄までを次のように改める。

九九〇円
四七〇円
五二〇円
二六〇円

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とし、別表第六の二を別表第六とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七十四号

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免許」に改める。
第二条第一号中「大麻草採取栽培者免許」を「第一種大麻草採取栽培者免許」に、「一万円」を「二万四千元」に改め、同条第二号中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「三千三百円」を「六千元」に改め、同条第三号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「二千九百元」を「四千元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許を申請する者は、この条例による改正後の群馬県大麻草の栽培の規制に関する法律関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一号の規定の例により手数料を納付しなければならない。

3 改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者の申請等に係る手数料については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十五号

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例（平成四年群馬県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、入園パスポート（発行の日から一年間、発行を受けた者に限り、それを提示することにより入園することができる証票をいう。別表第一において同じ。）を発行することができる。

第十条中「並びに小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒並びに」を「及び」に改める。

第十三条第二項中「及び第八条」を「、第八条及び第九条第三項」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項及び第二項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は別表第三に定める額の使用料」を削り、同条第四項中「第十二条」を「前条」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第九条、第十三条関係）

区分	入園料（一人につき）		
	個人	団体（二十人以上）	入園パスポート
大人	二、一〇〇円以下	一、六八〇円以下	七、五〇〇円以下
小人	七〇〇円以下	五六〇円以下	二、五〇〇円以下

注 小人とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒をいい、大人とは、小人以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

別表第二コインロッカーの項を削る。

別表第三を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 知事又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、改正後のぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一又は別表第二に定める入園料又は利用料の額の範囲内における新条例第九条第二項の規定による利用料金の額の承認又は決定その他の準備行為を行うことができる。

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七十六号
群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

3 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者の申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項及び第二項」に改める。

第二十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又は広告物等の所有者若しくは占有者」を、「補修」の下に「、除却」を加える。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

（点検義務）

第二十三条 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 第十七条第三項の規定による許可等の期間の更新を申請しようとする者は、前項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

（除却義務）

第二十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等若しくは届出に係る表示若しくは設置の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったとき

は、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第十四条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十五条第一号中「第十八条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十条第二項中「法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者」を「屋外広告士」に改める。

第三十四条第一項第一号中「法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者」を「屋外広告士」に改め、同条第二項第一号中「及び」を「又は」に改める。

第三十八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条第三号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第四十二条第三号中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の二の改正規定及び次項の規定は、同年六月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七十七号

群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

（群馬県建築基準法施行条例の一部改正）

第一条 群馬県建築基準法施行条例（昭和五十八年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項の表中「一万五千元」を「一万六千元」に、「二万二千元」を「二万六千元」に、「三万五千元」を「四万円」に改め、同条第二項第二号中「次項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第六条第一項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するものが含まれる場合（同法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、第一項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の二分の一に相当する額を合計した額）の手数料を納付しなければならない。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計		金額
	一戸建ての住宅	二百平方メートル未満のもの	金額
	二百平方メートル以上のもの	一万三千元	

一戸建ての住宅以外の住宅

三百平方メートル未満のもの	二万二千元
三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三万四千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	五万四千元
五千平方メートル以上のもの	七万千元

第二条の四第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項の表中「二万四千元」を「二万六千元」に、「三万九千元」を「四万円」に改め、同条第二項中「第十八条第二十一項」を「第十八条第三十項」に改め、同項の表中「二万三千元」を「二万五千元」に、「三万八千元」を「三万九千元」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第七条第一項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第一項又は第二項の手数料のほか、申請又は通知一件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
三十平方メートル以内のもの	三千元
三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	四千元
百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	五千元
二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの	八千元
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万三千元
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千元

二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	二万九千円
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	四万七千円
五万平方メートルを超えるもの	九万二千円

第二条の六第一項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改める。

第二条の七の表一の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

（群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第二条 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成二十八年群馬県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第一条の二を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

（消費性能適合性判定に係る手数料の額）

第二条 法第十一条第一項又は第十二条第二項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が二以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第

一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号

イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

以下同じ。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第四条第三項第二号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第五号イ、第三条第一項第二号及び第四号イ並びに同条第二項第二号及び第四号イにおいて同じ。）の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

三 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第一条第一項第一号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

四 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第四の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

五 複合建築物（住宅部分（省令第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。） 次のイの区分に応じ定める額に、ロ又はハの区分に応じ定める額を加算した額

イ 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

ロ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。）

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

ハ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第四の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

2 法第十一条第二項又は第十二条第三項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の二分の一に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第一項の規定により算出した額の二分の一に相当する額の手数料を納付しなければならない。（消費性能向上計画認定手数料の額）

第三条 消費性能向上計画について、法第二十九条第一項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第四欄に掲げる額

二 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

三 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第三欄に掲げる額

四 複合建築物 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当す

るかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第四欄に掲げる額

ロ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第二欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第三欄に掲げる額

ハ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(1) 住宅部分にあつては、イに掲げる額

(2) 非住宅部分にあつては、ロに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第三十条第一項第一号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第一の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

二 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

三 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第三の第二欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第四欄に掲げる額

四 複合建築物 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第二の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第五欄に掲げる額

ロ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第三の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第四欄に掲げる額

ハ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(1) 住宅部分にあつては、イに掲げる額

(2) 非住宅部分にあつては、ロに掲げる額

3 消費性能向上計画について、法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請をする者は、第一項又は前項の規定により算出した額の二分の一に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第一項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

4 法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前三項に規定する申請をする者は、前三項に定める額の手数料のほか、同条第三項に規定する他の建築物について前三項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項又は第十八条第二項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、第一項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、群馬県建築基準法施行条例（昭和五十八年群馬県条例第十五号）第二条の二第一項から第四項まで又は第二条の三第一項の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

別表第一中

第三欄	第四欄
一万八千円	五千円
一万九千円	五千円

を

第三欄	第四欄	第五欄
二万三千円	一万八千円	五千円
二万六千円	一万九千円	五千円

に

改める。
別表第二を削る。
別表第三中

第三欄	第四欄
三万千円	九千円
五万四千円	一万九千円
九万七千円	四万二千円
十四万六千円	七万五千円

改め、同表を別表第二とする。

別表第四中「第一条の二、」を削り、同表を別表第三とする。

別表第五中「第一条の二」を「第二条」に改め、三百平方メートル以上千平方メートル未満の項の前に次のように加える。

三百平方メートル未満	二万千円	一万七千円
------------	------	-------

別表第五を別表第四とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県建築基準法施行条例第二条の四第一項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）並びに同条例第二条の六第一項及び第二条の七の表一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の群馬県建築基準法施行条例第二条の二及び第二条の四の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請又は通知に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請又は通知に係る手

数料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例第二条及び第三条の規定は、施行日以後にされる提出又は申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた提出又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

4 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十四年群馬県条例第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三項」を「第四項」に改める。

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七十八号

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)(附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「旧法」を「法」に改め、「より宅地造成」の下に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加える。

第二条中「宅地造成」の下に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加える。

別表一の項上欄中「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第八条第一項本文」を「法第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文」に改め、「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項下欄中「掲げる額」を「定める額」に改め、同欄(一)中「二万二千元」を「一万五千元」に改め、同欄(二)中「二万千元」を「二万六千元」に改め、同欄(三)中「三万千元」を「三万七千元」に改め、同欄(四)中「五万平方メートル」を「三万平方メートル」に、「四万七千元」を「五万五千元」に改め、同欄(五)中「五千平方メートル」を「三万平方メートル」に、「一万平方メートル」を「五千平方メートル」に、「六万七千元」を「六万六千元」に改め、同欄(六)中「四十二万円」を「六十一万三千元」に改め、同欄(七)とし、同欄(九)中「三十四万円」を「四十七万五千元」に改め、同欄(九)を同欄(十)とし、同欄(八)中「二十五万円」を「三十三万六千元」に改め、同欄(八)を同欄(九)とし、同欄(七)中「十七万円」を「二十一万六千元」に改め、同欄(七)を同欄(八)とし、同欄(六)中「十一万円」を「十四万四千元」に改め、同欄(六)を同欄(七)とし、同欄(五)の次に次のように加える。

(六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 八万九千元

別表二の項上欄中「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十二条第一項本文」を「法第十六条第一項本文又は第三十五条第一項

本文」に改め、「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項下欄中「四十二万円」を「六十一万三千元」に改め、同欄(一)中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 法第十二条第一項
本文又は第三十条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の許可を申請する者

次 の 各 号 に 掲 げ る 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 額	(一) 五百平方メートル以内の場合 一万三千元
(二) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 一万六千元	(三) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 一万八千元
(四) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合 二万四千元	(五) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 二万九千元
(六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 三万三千元	(七) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 三万九千元
(八) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 五万三千元	(九) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 七万二千元
(十) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 十万六千元	(十一) 十万平方メートルを超え十二万九千元

別表に次のように加える。

四 法第十六条第一項
本文又は第三十五条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を申請する者

申請一件につき、次に掲げる額を合算した額(その額が十二万九千元を超えるときは、十二万九千元)	(一) 土石の堆積に関する工事の計画の変更(次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。)(二) 規定する土石の堆積を行う土地の面積(同号に規定する変更がない場合であって、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の面積)の区分に応じ、二の項に定める金額に十分の一を乗じて得た額
(二) 土石の堆積を行う土地の面積の増加を伴う工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、二の項に定める額	(三) その他の変更については、一万円

五 法第十八条第一項

次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の

又は第三十七条第一項の規定により中間検査を申請する者（法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により、当該工事が法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可があつたものとみなされる場合を除く。）	区分に応じ、当該各号に定める額 (一) 三千平方メートル以内の場合 三千七百円 (二) 三千平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 五千六百円 (三) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 九千四百円 (四) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 一万六千円 (五) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 二万八千円 (六) 十万平方メートルを超える場合 三万九千円
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。）第八条第一項本文の許可を受けた者が、旧法第十二条第一項本文の規定により、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときの手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第七十九号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の八の項を次のように改める。

一の八 法第八十九条第一項の規定により運転免許試験を受ける者		大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「政令」という。）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者（以下「特定理由失効者」という。）に対する試験にあつては、七百五十円）	三千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下
		法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		

普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験
「技能試験」という。）を県が提供する自動車（以下「貸与自動車」という。）を使用し、受ける場合にあっては、六千九百円）	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定を受ける場合
千九百円	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）	二千五百円（技能試験を貸与自動車を使用して受ける場合にあっては、三千三百円）	千八百五十円	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千六百円	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千八百円	仮運転免許に係る試験
の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千六百円	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百五十円（特定理由失効者に対する試験にあっては、七千五百円）	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千八百円	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千八百円	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千六百円	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千八百円	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千六百円	

			法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千九百五十円（技能試験を貸与自動車を使用して受ける場合にあつては、四千七百円）
別表第一の二の項中「三千九百円（県が提供する自動車）」を「三千九百五十円（県が提供する自動車）」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円（県が提供する自動車）」を「三千八百五十円（貸与自動車）」に、「四千五百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表三の項中「千九百円」を「二千五十円」に、「県が提供する自動車」を「貸与自動車」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表四の項を次のように改める。				
四 法第九十二條第一項の規定による交付を受ける者	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第九十二條第一項の規定による交付を受ける場合	千五百円（特定理由失効者であつて、法第九十二條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、千二百五十円）と八百五十円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、六百五十円に、与える免許	免許証交付手数料

別表第一の五の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千五百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。	五の二 法第九十五條の二第一項の規定により特定免許情報記録を申請する者	法第九十五條の二第三項の規定による特定免許情報記録の場合	法第九十五條の二第六項の規定による申出をする場合	法第九十五條の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	八百円	法第九十五條の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	六百円（法第九十二條第一項、第九十五條の二第一項若しくは第九十一條の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又			
								一種類ごとに二百円を加えた額）との合計額	二千五百五十円	千五百円

法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え	は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、零円）と九百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二、第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、百円）との合計額
六百円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては、零円（免許証・免	

六 法第一百一条第一項又は第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を申請する者				別表第一の六の項から八の項までを次のように改める。	
免許情報の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第一百一条の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）をする場合	更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	二千七百五十円	許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えにあっては百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては七百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）との合計額
千円			二千八百五十円	等更新手数料	

七 削除					免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新				書換申請」という。）をするとき			
					經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
					經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
					經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
八 法第百一条の二の二第一項の規定により公安委員会を經由して更新申請書を提出する者	經由地書換申請をする場合				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
	經由地書換申請をしない場合				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
	經由地書換申請をしない場合				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
	經由地書換申請をしない場合				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき				經由申請をする場合であって、經由地書換申請をしないとき			
				千七百円					千九百五十円			
				七百五十円					二千五百円			
				經由手数料								

別表第一の八の三の項中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同表九の項中「第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第一項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表九の二の項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

九の三 法第百五条の二第三項の規定により運輸経歴情報の記録を申請する者		九百円（運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に申請する場合にあっては、百円）		運輸経歴情報記録手数料	
別表第一の十の項中「千四百円（県が提供する自動車）」を「千三百五十円（貸与自動車）」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表十二の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同表十四の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万八千八百五十円」を「一万二千元」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表十五の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表十七の項中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同表十九の項中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同表二十の項中「四千五百五十円」を「四千三百円」に、「四千円」を「四千二百円」に改め、同表二十一の項中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同表二十二の項中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同表二十三の項中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同表二十四の項中「七百五十円」を「九百円」に改め、同表二十五の項中「二千五百五十円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表二十六の項を次のように改める。					
二十六 法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受ける者	法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習	五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信			

				回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものによる講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）
法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習		法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習		
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習		八百円（オンライン講習にあつては、二百円）		

別表第一の二十七の項中「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百五十円」に改め、同表二十七の二の項中「千四百五十円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同表二十八の項を次のように改める。	
二十八 法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受ける者	自動車等（これに準ずるものとして講習規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習
実車等指導を含まない講習	一万二千九百円
	九千三百五十円

別表第一の二十八の二の項中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同表二十八の三の項中「第百八条の二第二項第十五号又は第十六号」を「第百八条の二第二項第十五号」に、「二千円」を「二千百円」に改め、同項の次に次のように加える。	
二十八の四 法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習を受けようとする者	講習一時間について二千五十円

別表第一の二十九の項中「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同表三十の項中「九百円」を「千円」に改め、同表三十四の項中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表三十五の項を削る。	
別表第二の一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、	千二百五十円
	千二百円
	四千四百五十円
	四千二百五十円
	千二百円
	四千四百五十円

別表第三の一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表備考一中「十二の部」を「十二の項」に、「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に改め、同表備考二中「十二の部」を「十二の項」に、「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。	
千二百五十円	千二百円

六百五十円」に、

四千二百五十円

を

四千四百五十円

に改め、同表二

の項中「二千五十円」を「二千百円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考一中「十四の部」を「十四の項」に、「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考二中「十四の部」を「十四の項」に、「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二備考一及び備考二の改正規定（「十二の部」を「十二の項」に改める部分に限る。）並びに別表第三備考一及び備考二の改正規定（「十四の部」を「十四の項」に改める部分に限る。） 公布の日

二 別表第一の三十四の項の改正規定及び同表三十五の項を削る改正規定並びに附則第三項の規定 令和七年四月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一（三十四の項を除く。）から別表第三までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第一（三十四の項に限る。）の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第八十号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号の表に次のように加える。

霧積発電所	安中市	三七二キロワット
-------	-----	----------

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
